

2 長 社 号 外
令和3年3月30日

各 有料老人ホーム施設長
各 サービス付き高齢者向け住宅施設長 様

長崎県長寿社会課長
(公 印 省 略)

有料老人ホームにおける看護職員の医療行為等について（再周知）

平素より、本県の高齢福祉の推進にご尽力いただきありがとうございます。

有料老人ホームにおける看護職員の医療行為等については、厚生労働省老健局高齢者支援課長通知「有料老人ホームを対象とした指導の強化について（平成24年5月17日老発0517第1号）」により、有料老人ホームにおいても、看護職員は医師の指示下で一定の行為を行うことが可能であるとお示ししているところですが、このたび厚生労働省から、再周知の依頼がありましたので、お知らせいたします。

なお、内容につきましては、下記ホームページに掲載しておりますので、ご確認をお願いいたします。

記

<掲載箇所 長崎県長寿社会課ホームページ>

（長崎県ホームページ→組織で探す→福祉保健部・長寿社会課→高齢者施設・介護事業所等に関する情報→有料老人ホーム情報）

[\(http://www.pref.nagasaki.jp/bunrui/hukushihoken/koreisha/shisetsujoho/yuryo/\)](http://www.pref.nagasaki.jp/bunrui/hukushihoken/koreisha/shisetsujoho/yuryo/)

<事務連絡等>

- ・【事務連絡】 有料老人ホームにおける看護職員の医療行為等について（令和3年3月19日付厚生労働省老健局高齢者支援課事務連絡）
- ・【参考】（老高発0517第1号240517付） 有料老人ホームを対象とした指導の強化について

長崎県福祉保健部長寿社会課
施設・介護サービス班
T E L : 095-895-2436
F A X : 095-895-2576